

令和7年4月4日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 加納 康至
(公印省略)

ベースアップ評価料による賃金改善の実績報告に係る届出様式の改定等について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省より、「ベースアップ評価料に係る届出様式の改定について」が発出されたとともに、厚生労働省のベースアップ評価料等についてまとめられている特設ページも更新されましたので、ご連絡申し上げます。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html)

今回の改定の概要は下記のとおりとなっております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和7年4月2日付 日医文書(全129ページ)につきましては、本会ホームページ文書ライブラリへの掲載を予定しております。

記

【1. 今回の改定の趣旨】

令和6年度にベースアップ評価料を算定した医療機関は、令和7年4月以降、以下の対応が必要となります。

- (1) 令和7年度分の「賃金改善計画書」を4月に作成し、令和7年6月末までに厚生局に提出すること。
- (2) 令和6年度分の「賃金改善実績報告書」を作成し、令和7年8月末までに厚生局に提出すること。

※令和7年3月以降にベースアップ評価料の届出を行い(令和7年度分の「賃金改善計画書」は提出済み)、令和7年度(令和7年4月診療分)からベースアップ評価料を算定した医療機関については、令和7年度内に(2)(令和6年度分の「賃金改善実績報告書」)を提出する必要はありません。

上記のうち、(1)の「賃金改善計画書」については、現場からのご意見を踏まえ、届出様式の大幅な簡素化等がなされたところです。(令和7年1月15日付け本会「ベースアップ評価料に係る届出様式について」文書にてご案内済み)

今般、(2)の「賃金改善実績報告書」についても、医療機関の負担を軽減する観点から、様式の簡素化が行われました。

また、(2)の「賃金改善実績報告書」が改定されたことに伴い、今般、(1)の「賃金改善計画書」についても記載の整備等が行われております。

【2. 厚生労働省 事務連絡の概要について】

厚生労働省 事務連絡は以下の 10 点から構成されており、それぞれの概要は以下のとおりとなっております。

- ① **ベースアップ評価料による賃金改善の実績報告に係る届出様式の改定等について**（令 7.3.31 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）
 - 今後、「賃金改善実績報告書」を提出する際には、②及び③の従来版の届出様式に含まれている「賃金改善実績報告書」に代えて、今回新たに示された⑥、⑦、⑧の様式（「賃金改善実績報告書」を作成・提出する医療機関等の負担を軽減するために新たに作られた報告書専用の様式）を用いることも可能であること等が示されている。
- ② **別添 1** ベースアップ評価料の施設基準に係る届出書様式一式
 - 病院、有床診療所、診療所向けの従来版の届出様式（届出書のほか、賃金改善計画書や賃金改善実績報告書等が 1 つの Excel ファイルに含まれている様式）について記載の整備等を行ったもの。
- ③ **別添 2** 訪問看護ベースアップ評価料の施設基準に係る届出書様式一式
 - 訪問看護ステーション向けの従来版の届出様式（届出書のほか、賃金改善計画書や賃金改善実績報告書等が 1 つの Excel ファイルに含まれている様式）について記載の整備等を行ったもの。
- ④ **別添 3** 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合の届出添付書類
 - 令和 7 年 1 月に大幅に簡素化された診療所向けの届出様式について記載の整備等を行ったもの。令和 7 年度分の「賃金改善計画書」を 4 月に作成し、令和 7 年 6 月末までに厚生局に提出する場合は、本様式を使用することも可能。
- ⑤ **別添 4** 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）のみを届け出る場合の届出添付書類
 - 令和 7 年 1 月に大幅に簡素化された訪問看護ステーション向けの届出様式について記載の整備等を行ったもの。令和 7 年度分の「賃金改善計画書」を 4 月に作成し、令和 7 年 6 月末までに厚生局に提出する場合は、本様式を使用することも可能。
- ⑥ **別添 5** 報告専用様式（病院及び有床診療所）賃金改善実績報告書
 - 医療機関等の負担を軽減するために新たに示された「賃金改善実績報告書」のうち、病院及び有床診療所向けの様式。本様式は、②の従来版の様式とは異なり、報告書専用の様式となっている。
- ⑦ **別添 6** 報告専用様式（診療所）賃金改善実績報告書
 - 医療機関等の負担を軽減するために新たに示された「賃金改善実績報告書」のうち、診療所向けの様式。本様式は、②の従来版の様式とは異なり、報告書専用の様式となっている。
- ⑧ **別添 7** 報告専用様式（訪問看護ステーション）賃金改善実績報告書
 - 医療機関等の負担を軽減するために新たに示された「賃金改善実績報告書」のうち、訪問看護ステーション向けの様式。本様式は、③の従来版の様式とは異なり、報告書専用の様式となっている。

⑨ **別添 8** 疑義解釈について

➤今回、新たに示された「賃金改善計画書」や「賃金改善実績報告書」の記載方法等についてのQ & A。

⑩ [参考] 従来版届出書様式からの変更点（見え消し版）

➤今回の事務連絡が発出される前に示されていた②から⑤までの様式について、今回の改正における変更点を見え消しでお示ししたものを。

※今回示された新しい様式や説明用スライド等は、厚生労働省のベースアップ評価料等についてまとめられている特設ページに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



ベースアップ評価料届出後の流れ

（評価料 I のみを届出している医療機関・ステーション用）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001467691.pdf>

「賃金改善計画書」「報告書様式」について、
専用メールアドレス宛に入力済の届出様式の Excel ファイルを送付してください。

●（大阪府）近畿厚生局アドレス：baseup-hyoukaryou27@mhlw.go.jp

ファイル名には医療機関コードを含めてください。

ファイル名の例：「9999999_ベースアップ評価料計画書提出.xlsx」

「9999999_ベースアップ評価料報告.xlsx」

メール本文にも、医療機関名及び連絡先を記載してください。

※また、日本医師会でも今回の「賃金改善実績報告書」の作成に役立つ説明用資料を作成する予定としております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課（電話 06-6763-7001）